

ご寄附のお願い

～あなたの力で、安心して老いを迎えられる社会をつくる～

日本はこれから「人生 100 年時代」を迎えます。

一人暮らしの高齢者は増え、家族と同居していても、親子でともに歳を重ねる「老老社会」になります。

その中で、安心して・安全に・尊厳をもって暮らせる場所がますます必要とされています。

Uビジョン研究所は、特別養護老人ホームや介護付き有料老人ホームなどの施設を対象に、認証制度「悠(ゆう)」を軸とした第三者評価・研修・研究を進め、「老いを幸せに迎える社会」を実現することを目指しています。

皆さまからのご寄附が、これらの取り組みを支えます。

どうか私たちと一緒に、高齢者が報われる社会をつくる力になってください。

■Uビジョン研究所の寄附金は 2 種類あります。

1. 一般寄附金
2. 特定寄附金

■税額控除

個人が支出した寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、以下の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

税額控除対象寄附金(※1) - 2 千円 × 40% = 控除対象額(※2)

↓

この額が所得税額から控除されます

※1:税額控除愛称寄附金とは税額控除対象法人への寄附金額

注:寄附金支出額が、総所得金額などの 40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税金控除対象寄附金となります。

※2:控除対象額は、所得税額の 25%を限度とします。

※3:東京都内にお住まいの方は都税の確定申告により控除が適用されます。

あなたの基金はずっと残ります

寄附者のお名前を冠した「〇〇基金」を設立できます(目安:100万円以上)。

基金を使い切った場合でも、基金名はUビジョン研究所が存続する限り、永続的に残ります。大切なご家族やご自身の想いを、未来へつなぐことができます。

■基金

あなたの名前で基金をつくりませんか!?

あなたのかけがえのない人の名前で基金をつくりませんか!?

自分の親の名前で! 子どもの名前で! 友人・知人の名前で!

■遺贈金

遺贈金に関する法律など

遺贈とは、遺言によって財産を無償で他人に譲り渡すことです。民法では、遺言者は包括的または特定の名義で、その財産の全部または一部を処分できると規定されています(民法964条)。遺贈には、包括遺贈と特定遺贈の2種類があります。

包括遺贈は、財産の全部または割合で指定された遺贈を指し、特定遺贈は、特定の財産を指定して行う遺贈を指します。遺贈は、遺言者の死亡時に効力が発生し、受遺者は遺贈の放棄も可能です。

遺贈する団体を選びましょう

あなたが遺贈で実現したいことは何ですか?お考えを整理することから始めます。

遺贈先の選び方

あなたのご希望が叶うか、遺贈先候補の団体に事前に問い合わせましょう。遺贈寄付の使い道や、遺贈したい財産が現金以外でも受入れているのか等、事前確認が必要です。

贈先に事前に話をしましょう。

ご寄附の目的と使い道

1. 認証「悠」施設を増やすために

- ・認証取得施設の維持費負担を軽減するため、認証審査費用の一部(10万～25万円)を支援
- ・支援施設には「〇〇基金による支援」と明記し、寄付者の想いを施設・職員・家族・地域へ伝えます

2. 認証取得施設の人材育成

- ・外国人介護職員を含む職員研修(5時間)を無料で実施
- ・研修資料に「〇〇基金により無料で実施」と明記し、寄付者の想いを伝えます

3. 虐待防止のための相談窓口の設置

- ・「被害者にしない」「加害者にしない」
認証施設における虐待案件を未然に防ぐための支援を行います

4. 介護・福祉に関する調査研究

- ・特養ホームで働くシングルマザーの実態調査
- ・介護職員の働きがいに関する世代間比較調査
- ・小中高校生への「生と死のライフコース教育」実践事例の企画・実施

5. 市民セミナーの開催

- ・「高齢期に備えて知っておきたいこと」をテーマとした公開講座を開催
- ・交通費や講師派遣費は基金から支援し、より多くの方が参加しやすい仕組みをつくります

高齢になっても、認知症になっても、
「ここで生きてきてよかった」と心から思える社会をつくるために。

Uビジョン研究所は、皆さまお一人おひとりの想いを大切に、未来へつなげます。
どうか、ご支援をお願いいたします。